

答 申

- 第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論
山口県知事（以下「実施機関」という。）の公文書の存否を明らかにしないで行った公文書の非開示決定は、妥当である。
- 第2 審査請求に至る経過
- 1 公文書の開示請求
審査請求人は、平成30年4月12日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「県史編さん室に所在している〇〇〇〇〇の複写古文書に関し、審査請求人から公文書開示請求した際の対応の文書、公文書記録」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
 - 2 実施機関の処分
実施機関は、平成31年4月22日付け平31県史編さん第9号で本件請求に係る公文書（以下「本件公文書」という。）の存否を明らかにしないで公文書の非開示決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。
 - 3 審査請求
審査請求人は、本件処分を不服として、平成31年4月24日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。
- 第3 審査請求人の主張要旨
- 1 審査請求の趣旨
本件処分の取消しを求めるといものである。
 - 2 審査請求の理由
（省略）
 - 3 実施機関の理由説明に対する意見
（省略）
- 第4 実施機関の説明要旨
（省略）
- 第5 審査会の判断
- 1 本件公文書について
本件公文書は、県史編さん室に所在している〇〇〇〇〇の複写古文書に関し、審査請求人から公文書開示請求した際の対応の文書、公文書記録である。
 - 2 本件公文書の存否応答拒否について
(1) 条例第11条第2号について

条例第11条は、実施機関は、第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示しないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲が明確でないので、明白にプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて、個人に関する情報を原則的に非開示とすることを定めたものであるが、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからニまでに規定する情報については、開示することとされている。

(2) 条例第13条について

条例第13条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、第11条各号のいずれかに該当する情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。

ここで、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、第11条各号のいずれかに該当する情報を公開することとなるとき」とは、例えば、特定の個人の病歴に関する情報、犯罪の内偵捜査に関する情報などの開示請求に対し、当該公文書は存在するが非開示とする、又は当該公文書は存在しない等、公文書の存否を明らかにすることにより、当該公文書を開示したときと同様に、非開示事項の規定により保護すべき利益が害されるおそれがある場合をいうとされている。

3 本件処分について

本件請求は、特定の個人が県史編さん室に対し行った公文書開示請求に関する公文書の開示を求めるものであり、仮に、当該公文書は存在するが非開示情報に該当するとして非開示決定をしたり、当該公文書は存在しないとして却下決定をしたりすると、特定個人が実施機関に対し公文書の開示請求を行ったという事実又は行わなかったという事実を明らかにするものと認められる。

したがって、本件公文書の存否を答えることは、条例第11条第2号の非開示情報を開示することとなるため、条例第13条の規定により、本件公文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否したことは妥当である。

4 その他

なお、審査請求人は、実施機関の対応等について、審査請求書及び意見書で種々述べているが、審査会は、条例に基づく実施機関の決定について判断すべきものと考えており、その判断に直接関係しない主張の適否については、判断するところではない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等 別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和元年9月19日	実施機関から諮問を受けた。
令和2年9月17日	事案の審議を行った。
平成2年12月21日	事案の審議を行った。
令和3年5月20日	事案の審議を行った。
令和3年7月20日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	
石 原 詠美子	弁護士	
沖 本 浩	弁護士	会長
高 松 恵 子	司法書士	会長職務代理者
水 谷 芳 昭	公認会計士	

(令和3年7月20日現在)